

『令和4年度税制改正大綱(11) 固定資産税等の負担調整見直し』

土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置は、激変緩和の観点から、令和4年度に限って商業地(負担水準が60%未満)に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%(現行:5%)とすることとなった。課税標準額=令和3年度の課税標準額+令和4年度の評価額×2.5%となるが、その額が評価額の60%を上回る場合はその60%相当額、20%を下回る場合はその20%相当額となる。

所有者不明土地については、地域福利増進事業(以下、事業)に係る特例措置が拡充される。所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法の改正を前提として、1)事業の拡充後も引き続き、同法

の規定に基づく裁定に係る申請書に記載された事業を行う事業者に対し譲渡される土地等が、当該事業の用に供されるときは、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の対象となる。2)同法に規定する土地収用法の特例の対象となる土地の範囲の拡充後も引き続き、当該土地収用法の規定による収用があった場合は、収用交換等の場合の譲渡所得の5,000万円特別控除の対象となる。

さらに今回の同法の改正では、防災・減災や再生可能エネルギーを推進するため、対象となる事業の範囲も拡大される。



『サイバーセキュリティ対策強化 7省庁が注意喚起』

経済産業省・金融庁・総務省等関係7省庁は、3月1日の国内自動車部品メーカーから被害にあった旨の発表等を受けて、サイバーセキュリティ対策の強化について注意喚起が発せられた。政府機関や重要インフラ事業者をはじめとする各企業・団体等にサイバー攻撃の脅威に対する認識を深めるとともに、中小企業、取引先等、サプライチェーン全体を俯瞰しながら、リスクコントロールの対応や国外拠点等への具体的な支援・指示等によるセキュリティ対策の実施を呼びかけている。

また、リスク低減のための措置として、○パスワードの見直し、アクセス権限の確認・多要素認証の利用等○IoT機器を含む情報資産の保有状況の把握。セキュリティパッチ(最新のファームウェアや更新プログラム等)の迅速な適用○メールの添付ファイルを不用意に開かない、URLを不用意にクリックしない○インシデントの早期検知○サーバ等における各種ログを確認○通信の監視・分析やアクセスコントロールを再点検するインシデント発生時の適切な対処・回復○データのバックアップの実施及び復旧手順の確認○インシデント発生時に備えて、インシデントを認知した際の対処手順を確認し、対外応答や社内連絡体制等を準備、等挙げている。



出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー
葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号
(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com